

市職員の逮捕に係る初公判について

去る1月17日、当市簡易水道事業に関する収賄容疑で逮捕され2月7日起訴された当市職員、亘理義政の初公判が、本日午後3時から盛岡地方裁判所で行われました。

初公判の冒頭、起訴事実間違いがないか裁判官から問われ、被告人である亘理が「間違いはない」と認めたところであり、甚だ遺憾であると感じております。

市といたしましては、事件発生の要因等に係る独自調査を基に策定した業務改善案の具現化に引き続き取り組みつつ、外部の視点で検証し、再発防止に万全を期すため、有識者から成る第三者委員会を早期に設置すべく、所要の手続きを進めているところであります。

なお、本人及び関係者の処分の時期や方法につきましては、裁判の状況を踏まえて判断すべく、検討しているところであります。